

④ 虐待防止検討委員会の目的

- ・ 虐待の防止のための指針、マニュアル等の整備
- ・ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ・ 虐待予防、早期発見に向けた取り組みに関すること
- ・ 虐待が発生した場合の対応に関すること
- ・ 虐待の原因分析と再発防止策に関すること

⑤ 虐待防止検討委員会の開催

施設の主任会議において、年間2回以上開催する。必要な場合は、随時開催する。

4. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

虐待等の防止に関する基礎的内容の適切な知識を普及・啓発し、虐待防止を徹底する。

- ・ 虐待防止法の基本的考え方の理解
- ・ 虐待の防止のために必要な教育
- ・ 早期発見、事実確認と報告手順
- ・ 研修の実施内容は、その資料及び出席者を記録、保管する。
- ・ 研修は年2回以上実施。また、新規採用時には必ず行います。

5. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- ・ 虐待等が発生した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処します。
- ・ 緊急性の高い事案の場合は、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、非虐待者の権利と生命の保全を最優先します。

6. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- ・ 入居者、入居者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応します。相談窓口は虐待防止担当者としします。
- ・ 事業所内で虐待が疑われる場合は、虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努力します。
- ・ 職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、虐待防止委員会及びその担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促します。
- ・ 事業所内で虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報します。

7. 成年後見制度の利用支援

入居者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、身元引受人と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援します。

8. 虐待等に関わる苦情解決方法

- ・ 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受付けた内容を管理者に報告します。
- ・ 苦情相談窓口で受付けた内容は、個人情報への取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処します。
- ・ 対応の結果は相談者にも報告します。

9. 指針の閲覧について

- ・ 当指針は、入居者及び、家族がいつでも施設内にて閲覧ができるようにするとともに、ホームページ上にも公表します。

10. その他

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、入居者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めます。